

北摂の小さなお墓（期間限定墓地） Q&A

目次

1 概要〔北摂の小さなお墓ってどんなの？〕	Q1～Q7
2 費用〔このお墓を建てるには、いくらかかりますか？〕	Q8～Q9
3 埋蔵〔お墓に入れる人〕	Q10～Q15
4 申込方法〔申請書類、使用許可等〕	Q16～Q20
5 墓石〔セット墓石、自由デザイン、その他彫刻等〕	Q21～Q27
6 納骨手続き〔埋蔵方法、埋蔵数等〕	Q28～Q33
7 地位承継手続き等〔使用者が亡くなったとき〕	Q34～Q36
8 お墓を返還したいとき	Q37～Q41
9 お墓の30年後〔墓じまい、改葬、事務連絡等〕	Q42～Q44
10 その他	Q45～Q46

1 概要

Q1 これまでのお墓（一般墓域、芝生墓域、階段墓域の永代使用タイプ）との違いって何ですか？

A これまでのお墓は、永代に渡り使用が可能なものです。期間限定墓所（北摂の小さなお墓）は、墓所の使用期間を30年とし、30年経過後は当霊園が責任をもって墓じまいを行うものです。

Q2 このお墓は、どんな人に向いていますか？

A 「お墓の購入は考えているけど、将来的に承継の不安や墓じまいの不安があるので何とかならないか。」や「両親や配偶者が亡くなったので、小さくてリーズナブルなお墓がほしい。」といった皆様のお声がありました。これらのご要望をお持ちの皆さまにお応えするために新しいスタイルの安心のお墓としてご提案させていただくものです。

Q3 30年を過ぎた後は、どうなりますか？

A 合葬式墓地に改葬して、当霊園が責任をもってお守りさせていただきます。

Q4 使用期間は、30年だけですか？

A 今回の募集で提案させていただくものは、30年としています。

Q5 使用期間について、いつから30年間の使用ができますか？

A 使用許可日からです。

Q6 使用期間の延長はできますか？

A 延長はできません。ただし、同一の墓所での再度の申込みはできます。

Q7 このお墓の一区画あたりのスペース（大きさ）はどのくらいですか？

A 1区画あたりのご使用いただける面積は1.6㎡です。これには、墓石を設置できるスペース、共用の通路スペースの一部（1/6）が含まれています。

2 費用

Q8 費用は、合計でいくらくらいですか？

A 総費用が、「71万5千円～」です。

この金額には、①墓石代金（工事費を含む）、②30年間の使用料、③30年間の管理料、④30年後の墓じまい費用（墓石撤去費、合葬式墓地使用料）、以上のすべてが含まれています。

Q9 追加費用は、必要になりますか。

A 原則、不要ですが、下記の時などに料金がかかります。

- ・墓石のグレードアップ等をされるときは、その分の料金が必要です。（Q24参照）
- ・墓石の設置工事のときに、手数料（5,500円）が必要となります。（Q26参照）
- ・将来、地位承継手続きをされる場合などに、手数料（1,100円）が必要です。

3 埋蔵

Q10 埋蔵数は4体（人）を超えることはできませんか？

A 4体（人）を超えることはできません。このお墓の埋蔵の取決めとして、4体（4人）までとしています。

Q11 両親（健在）のためのお墓を考えていますが、この両親2名を埋蔵予定者とすることはできますか？（生前予約はできますか？）

A 可能です。使用申込時にご指定いただきます。

しかしながら、このような場合は、30年という使用期間の中で埋蔵者がいない期間が経過していくこととなります。よって、全ての埋蔵予定者が健在であれば、これまでのお墓（一般墓域、芝生墓域、階段墓域の永代使用タイプ）をおすすめします。

Q12 埋蔵予定者が今は3名いますが、将来的にこの3名以外の者に変更することは可能ですか？ また、1名追加することは可能ですか？

A 当初の使用者からの変更届（追加）を提出していただければ可能です。なお、追加は承継者でも可能ですが、Q14のように人数限定されている場合は不可となります。

Q13 父の遺骨を自宅で安置しています。現時点では、お墓に入れたい者がこの父の1体で、他の埋蔵予定者は決まってないですが申し込めますか？

A 可能です。将来、変更（追加）届を提出していただければ結構です。

Q14 夫の遺骨を持っています。私が亡くなったときに、夫と私の2名だけのお墓（夫婦墓）にしたいと考えていますが、このような人数の制限可能ですか？

A 可能です。ご夫婦だけの2名限定として申込時にご指定ください。

Q15 友人同士2人で入るお墓として申し込みたいと思っていますが、申込は可能ですか？

A 可能です。ただし、後々のトラブルにならないよう、親族等がおられたら、「誰々を埋蔵予定者としているお墓に申し込んでいる」旨を説明しておいてください。

4 申込方法

Q16 申込みを検討していますが、現地に案内してもらえますか？ また、墓石サンプルなどはありますか？

A 霊園管理事務所で概要説明の後、現地でサンプル墓石をご確認していただきます。なお、スムーズに案内させていただきたいので、事前のご予約をお願いします。

Q17 お墓の場所を選ぶことはできますか？

A お墓の場所を指定して申し込んでいただきます。ただし、ご希望の場所が重複した場合は抽選とします。（※抽選は初回の募集時に限ります。）

Q18 どうやって申し込んだらいいですか？

A まずは現地確認の上、申込書を提出してください（郵送可）。これにより、使用墓所を決定します。（Q17のとおり抽選になることがあります。）

また、使用墓所が決定した際には、使用許可申請書（裏面：承諾書）と納入通知書をお渡ししますので、申請期間内（10日以内）に手続きを完了してください。

Q19 使用許可申請書を提出する際には、どんな添付書類が必要ですか？

A 使用許可申請書（裏面：承諾書）のほかに、①住民票、②印鑑登録証明書、③払込票（兼受領証）、④使用申込書（控）及び⑤認印、以上が必要です。

Q20 申請書類に埋蔵予定者を記入する際には、本人の同意が必要ですか？

A 申請手続きでは、埋蔵予定者の承諾を証する記名・押印等は求めていませんが、将来、「北摂の小さなお墓」に埋蔵できることをきちんと説明しておいてください。

5 墓 石

Q21 費用をなるべく抑えたいのですが、安価な墓石はどのようなものですか？

A レリーフ型のものが安価（715,000円）となります。なお、現地（11区9番）にサンプルを設置していますのでご参考にしてください。

Q22 石材店の紹介はしてもらえますか？

A 霊園事務所に石材業者のパンフレットを設置していますので、これによりご案内します。（現在、石材業者にてパンフレットを制作中。）

Q23 知り合いの石材店に注文したいのですが、可能でしょうか？

A 可能です。霊園事務所にパンフレットを設置している石材業者以外でもご注文いただいても結構です。

Q24 ホームページやチラシに載っているもの以外のデザインの墓石でも設置は可能ですか？

A 墓石のグレードアップや自由なデザイン（カスタマイズ）は可能です。ただし、この場合は追加費用が必要となりますので、詳しくは石材業者にお問い合わせください。

Q25 墓石ができるのには、どれくらいの日数がかかりますか？

A 1か月程度で可能と思われませんが、繁忙期や石材業者の受注状況で変わりますので、詳細は石材業者にご確認ください。

Q26 墓石の建立の際に費用はかりますか？

A 工事に関する手数料 5,500円が別途必要です。

Q27 霊標を建てるスペースはありますか？

A 霊園規程の設備制限上、この墓所では設置できません。なお、戒名等の刻名は、墓石に直接に追加彫りをしていただくことはできます。

6 納骨手続き

Q28 納骨するときは、費用はかかりますか？

A 不要です。ただし、霊園管理事務所へのお届けは必要です。

Q29 申込みから、どれくらいで納骨できますか？

A 最短で2か月程度かかります。

まず、お申込みをいただいてから使用許可まで1か月程度かかります。それに続いて、墓石の建立（制作、設置まで）にさらに1か月程度（Q25のとおり）かかるためです。

Q30 納骨の際に届出（埋蔵届等）は、その都度必要ですか？

A 必要です。使用許可証、火葬許可証等の必要書類とともに提出してください。

Q31 埋蔵届を提出するのは、墓所使用者からでなくても大丈夫ですか？

A 原則、墓所使用者の方から届けを提出していただきますが、申込時に記入いただいた「埋蔵予定者」の方の埋蔵でしたら、使用者が亡くなっているなどの場合は使用者からでなくても可能です。

Q32 遠方に故郷があるのですが、そこにあるお墓からの改葬はできますか？

A 可能です。ただし、納骨は予定者を含め4体までとなっております。

Q33 かわいがっているペットがいるのですが、一緒に納骨できますか？

A できません。当霊園では、現在はペットの納骨はできません。

7 地位承継手続き等

Q34 使用者が亡くなったのですが、どうすればいいですか？

A 地位承継手続きは、原則不要です。

使用者がお亡くなりになられた場合、当霊園が祭祀を行います。

Q35 「使用者が亡くなったときの手続きは不要」とのことですが、何か不都合はないですか？

A 当霊園の手続き上の不都合は特段ございません。地位承継手続きがなくとも、当霊園が責任を持って30年間お墓をお守りし、30年後は合葬式墓地へ遷して永代に管理させていただきます。

なお、お客様のご事情（埋蔵予定者の変更や追加をしたいとき、30年の期間を待たずして返還したい場合など）により、地位承継手続きは可能です。

Q36 なぜ、地位承継等の手続きが不要なのですか。

A 申込時に、30年間の使用料、管理料、墓じまい費用、30年経過後の合葬式墓地への改葬費用のすべてを頂戴しているためです。

8 お墓を返還したいとき

Q37 使用期間の30年より前に他霊園に改葬したい時は、お墓を返還することはできますか？

A 可能です。

Q38 使用期間の30年を待たずして、墓じまいして合葬式墓地へ遷してもらえますか？

A 当霊園が使用許可から30年後には合葬式墓地に遷すこととなりますが、お客様のご事情やご希望があれば30年前でも可能です。

Q39 私（使用者）は、「北摂の小さなお墓で埋葬されておきたい」という意思を持っていますが、その意思に関わらず、私の死亡後に承継者の事由によって返還（改葬）されてしまいませんか？

A 使用者の死亡後、承継者の理由により遺骨の返還を求められた場合は、やむを得ず遺骨を承継者の方にお返しする場合があります。よって、申し込む際には、「北摂の小さなお墓で埋葬されておきたい」というご自身のお考えをご家族等に対してお伝えしておいてください。

なお、使用者本人からのお墓・遺骨の返還については、Q37及びQ38のとおりいつでも返還可能です。

Q40 返還するときは、墓石の撤去（原状回復）は必要ですか？

A そのまま（原状回復せず）の状態でお返しいただければ結構です。

Q41 このお墓を返還した場合、使用料は返してもらえますか？

A 既納の墓所使用料の返還はありません。ただし、墓石が未設置であり、使用許可日から3年以内であれば、既納の使用料の2分の1を返還します。

9 お墓の30年後

Q42 30年後には、墓じまいや合葬式墓地への改葬する旨の通知はありますか？

A お手紙での通知や、お墓への立札でお知らせする予定です。

Q43 30年後に入る予定の合葬式墓地に記名板をお願いできますか。

A この記名板は、あくまで合葬式墓地に入られた方の記名となりますので、現時点ではできません。ただし、合葬式墓地に入るときにご希望があれば有料でお申込みいただけます。

Q44 埋蔵者4体（4名）での申込みを考えていますが、30年後に4名のうち一人でも健在であった場合はどうなりますか。

A 2つの方法が考えられます。

一つ目は、同一の墓所での再度の申込みをしていただく方法です。

二つ目は、埋蔵されている方は合葬式墓地へ改葬し、健在の方は合葬式墓地の生前予約をする方法です。この場合、合葬式墓地の使用料（66,000円）が別途必要となります。

10 その他

Q45 現在は一般墓所を永代使用していますが、この墓所を使用期間限定に変更できますか？

A 現在は、このような変更の制度はございません。この場合は、現在ご使用の墓所を返還の上、新たに使用期間限定墓所の申込みをしていただくこととなります。

Q46 私は車を持っていません。お墓まで行くにあたってのアクセスはどうなりますか？

A 北千里駅及び千里中央駅から北摂霊園行の阪急バスの路線があります。「北摂の小さなお墓」の使用者の方には、バス券を発行します。